平成２９年（フ）第３４号
山梨県都留市四日市場401番地３
債務者　有泉　静子
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　宏典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
山梨県都留市四日市場401－３
債務者　有泉　雅章
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　宏典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
山梨県南都留郡山中湖村平野568番地の53
ロイヤルリゾート山中湖Ｃ棟401
債務者　小倉　郁子
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡村　光男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第４３１号
神戸市垂水区塩屋町６丁目37番１－207号
債務者　松本比佐志
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北山　　真
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月12日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９号
宮城県栗原市若柳字川北新町97番地10
債務者　阿部　　智
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨田　成人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目６番７－1505号
債務者　下薗美和子
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蓑毛　長樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４６９号
大阪府松原市一津屋４丁目６番３号、前住所大阪府河内長野市上田町394番地の１(201号)
債務者　赤堀　浩二
１　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　勝博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月21日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
兵庫県明石市魚住町長坂寺1189番地の３　永井アパートＦ、前住所兵庫県明石市二見町東二見1418番地の13
債務者　山本　三郎
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱本　　由
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月３日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
兵庫県たつの市御津町苅屋1431番地７
債務者　称冝　久美（旧姓澤井）
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　貴司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１９８号
愛知県碧南市伏見町２丁目35番地
債務者　清水　智彦
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
愛知県豊田市野見町９丁目23番地１　イーストヒルズ野見101号
債務者　鈴木　梨恵
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９号
山口県山陽小野田市中央１丁目４番９号（ＡＰＥＸ　Ｂ棟201号）
債務者　酒楽屋ひなたこと　稲津　　恵（旧姓西川）
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第６３号
山口県宇部市東平原２丁目２番８－６号　ＳｈａＭａｉｓｏｎ　ＭＡＡＭＩ203
債務者　謝敷　雄二
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第４３号
三重県伊勢市藤里町721番地20
債務者　十七女義雄
１　決定年月日時　平成29年７月６日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
三重県伊勢市一之木３丁目20番４号
債務者　林　かおり
１　決定年月日時　平成29年７月６日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
長崎県長崎市鶴見台２丁目19番26号
債務者　宗　　麻実（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
長崎県長崎市滑石６丁目２番４－307号
債務者　峰　　美子
１　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係